5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ1	イ 医師が行う場合（月2回限度）	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合	515 単位		515	1回につき
31	1113	医師居宅療養管理指導Ⅰ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位		487	
31	1115	医師居宅療養管理指導Ⅰ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	446 単位		446	
31	1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ1		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	299 単位		299	
31	1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	287 単位		287	
31	1116	医師居宅療養管理指導Ⅱ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位		260	
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合（月2回限度）	(1)単一建物居住者が1人の場合		517 単位		517	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		487 単位		487	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		441 単位		441	
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	566 単位		566	
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	666	
31	1251	薬剤師居宅療養Ⅰ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	417 単位		417	
31	1252	薬剤師居宅療養Ⅰ2・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	517	
31	1244	薬剤師居宅療養Ⅰ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	380 単位		380	
31	1245	薬剤師居宅療養Ⅰ3・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	480	
31	1223	薬剤師居宅療養Ⅱ1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 518 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)		518	
31	1224	薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	618	
31	1255	薬剤師居宅療養Ⅱ2				がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合(月8回限度)		518	
31	1256	薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	618	
31	1225	薬剤師居宅療養Ⅱ3			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 379 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)		379	
31	1226	薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	479	
31	1253	薬剤師居宅療養Ⅱ4				がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合(月8回限度)		379	
31	1254	薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	479	
31	1246	薬剤師居宅療養Ⅱ5			(三)(一)及び(二)以外の場合 342 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)		342	
31	1247	薬剤師居宅療養Ⅱ5・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	442	
31	1248	薬剤師居宅療養Ⅱ6				がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者の場合(月8回限度)		342	
31	1249	薬剤師居宅療養Ⅱ6・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	442	
31	1257	薬剤師居宅療養Ⅱ7			(四)情報通信機器を用いて行う場合 46 単位	在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度)		46	
31	1258	薬剤師居宅療養Ⅱ8				注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)		46	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ1	ニ 管理栄養士が行う場合	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	管理栄養士が医師の指示に基づき栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545	
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅰ2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487	
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅰ3				(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444	
31	1151	管理栄養士居宅療養Ⅰ4			計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545	
31	1152	管理栄養士居宅療養Ⅰ5				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487	
31	1153	管理栄養士居宅療養Ⅰ6				(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444	
31	1134	管理栄養士居宅療養Ⅱ1		(2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	管理栄養士が医師の指示に基づき栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525	
31	1135	管理栄養士居宅療養Ⅱ2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467	
31	1136	管理栄養士居宅療養Ⅱ3				(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424	
31	1154	管理栄養士居宅療養Ⅱ4			計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合（月2回限度）	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525	
31	1155	管理栄養士居宅療養Ⅱ5				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467	
31	1156	管理栄養士居宅療養Ⅱ6				(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合	がん末期の患者以外の場合（月4回限度）	(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位		362	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位		326	
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ			(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位		295	
31	1281	歯科衛生士等居宅療養Ⅳ		がん末期の患者の場合（月6回限度）	(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位		362	
31	1282	歯科衛生士等居宅療養Ⅴ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位		326	
31	1283	歯科衛生士等居宅療養Ⅵ			(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位		295	
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算			
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			
31	8121	薬剤師医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))			250 単位加算		250	
31	8122	薬剤師在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))			150 単位加算		150	